

## 橿原市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和2年2月26日

橿原市監査委員 北川 洋  
橿原市監査委員 山口 宣 恭  
橿原市監査委員 廣井 一 隆

令和元年度監査の結果報告について（12月～2月実施）

### 第1 監査の対象

教育委員会事務局 教育総務課、学校教育課、人権教育課、社会教育課、  
文化財課、今井町並保存整備事務所  
子ども総合支援センター こども発達支援課  
市民活動部 市民協働課、市民窓口課、人権政策課、  
飛騨コミュニティセンター、大久保コミュニティセンター  
上下水道部 経営総務課、上水道課、下水道課  
魅力創造部 観光政策課、産業振興課、文化振興課、スポーツ推進課、  
世界遺産・文化資産活用課  
選挙管理委員会事務局

### 第2 監査の期間

教育委員会事務局  
令和元年11月15日から同年12月25日まで  
市民活動部・上下水道部  
令和元年12月13日から令和2年1月27日まで  
魅力創造部・選挙管理委員会事務局  
令和2年1月16日から同年2月26日まで

### 第3 監査の方法

令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、事前に関係課から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から事情聴取するとともに、関

係書類や台帳等の点検・確認を行うことにより、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

また、必要に応じて物品等の照合・確認を実施した。

#### 第4 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、指摘事項として挙げるものはなく、関係法令等に基づき、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

また、監査時における軽易な留意事項については、口頭により指導した。